

We earnestly hope that all the scientists in the world will make every effort to bring an immediate end to the military use of these agricultural chemicals.

Tokyo, 22 April, 1966

Adopted by the Science
Council of Japan at its
46th General Meeting

7-3

庶務第474号 昭和41年4月25日

文部大臣 中村梅吉 殿

日本学術会議会長 朝永振一郎

学術奨励審議会（科学研究費等分科会）委員の任命について（申入れ）

昭和37年度及び昭和38年度の学術奨励審議会（科学研究費等分科会）委員の推薦の際、記載した下記の希望事項を今後慣行として履行していただきたく、第46回総会の議に基づき申し入れます。

記

委員定数の倍数の候補者の推薦については、従来の経過を考慮し、これに順位をつけることとする。委員の選任にあたっては、本会議がつけた順位を尊重されるよう希望するが、やむを得ない事情で、本会議が後順位とした候補者を委員に選任される場合には、事前に本会議と連絡協議されるよう希望する。

7-4

庶務第492号 昭和41年5月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長代理 江上不二夫

日本学術会議の勧告及び答申の窓口並びに処理に当る組織について（申入れ）

標記のことについて、本会議第46回総会の議に基づき、下記のとおり申し入れます。

記

1. 現在、日本学術会議の内閣総理大臣に対する勧告及び答申の窓口の役割を果たしている行政機関は、科学技術庁となつているがこの役割を総理府に移し、このため、科学技術庁設置法及び総理府設置法並びにこれらの法律に係る政令に所要の改正をすること。
2. 上記の改正に伴ない、総理府総務長官は、勧告及び答申の処理の円滑をはかるため、日本学術会議と関係省庁の関係者からなる連絡会議を設け、必要に応じ開催すること。

説明

1. 勧告の窓口について

現在、日本学術会議の総理大臣に対する勧告及び答申を事務的に受理し、その処理に当っている

いわゆる窓口の役割を果たしている行政機関は、科学技術庁設置法（第7条）及び科学技術庁組織令（第5条）の規定により、科学技術庁となつている。

しかし、日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下にあり（日本学術会議法 第1条）、また、内閣総理大臣は総理府の長（総理府設置法第2条）であること及び日本学術会議は自然科学のみならず、広く人文科学、社会科学の分野に関しても審議し、勧告及び答申を行なう権限を有するものであることからみても、科学技術庁が日本学術会議の勧告の窓口となつていることは適当でないので、これを総理府に移すべきである。このため、科学技術庁設置法及び総理府設置法並びにこれらの法律に関係する政令に所要の改正をする必要がある。

2. 勧告の処理に当る組織について

- (1) 総務長官は、勧告及び答申の処理の円滑をはかるため、日本学術会議と関係省庁の関係者からなる連絡会議を設け、必要に応じ開催するものとする。
- (2) 連絡会議は、勧告及び総理大臣からの諮問に対する答申に関し、おおむね次の事項について連絡協議する。
 - (イ) 勧告及び答申の処理にあたる省庁を決定すること。
 - (ロ) 勧告及び答申の趣旨を関係省庁に徹底すること。
 - (ハ) 勧告及び答申に対する関係省庁の意見の交換をはかること。
 - (ニ) 勧告及び答申の実施の進行について関係省庁から情報の提供をうけ、意見の交換を行なうこと。
- (3) 連絡会議は、総理府及び関係省庁並びに日本学術会議の代表者をもつて構成する。
（註、日本学術会議側としては会長、副会長及び必要に応じ、当該議案に関係ある会員とする。）
- (4) 連絡会議の庶務は、内閣総理大臣官房において行なう。
なお、科学技術会議（仮称）と日本学術会議との連絡を密にするための方途を別に講ずるものとする。

7-5

庶発第534号 昭和41年5月23日

内閣総理大臣 佐 藤 栄 作 殿

日本学術会議会長 朝 永 振一郎

（写送付先：科学技術庁長官、大蔵、）

（文部、厚生、農林および通商産業各大臣

研究用生物系統株保存利用機構の整備について（勧告）

標記のことについて、本会議第46回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

近年生物科学の発展のなかで一定の遺伝的資質をもつた生物株を保存し、随時これを研究の材料と